平成２３年（フ）第２７１号
大阪府東大阪市宝持１丁目１番２号　ドミール小阪101号
債務者　智山　浩輔
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８０６号
東京都府中市白糸台５丁目31番地の１車返団地１―10―502
債務者　鴻巣　志穂（旧姓山浦）
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０号
東京都昭島市つつじが丘３丁目４番９―1211号
債務者　内藤　裕美（旧姓杉目・熊倉）
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２号
東京都府中市晴見町１丁目29番地の14シャンブル野口303
債務者　澤田　秀世
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５３７号
神奈川県横浜市磯子区岡村３丁目24－８－709　小島方
債務者　余川建太郎
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７８号
東京都小平市小川東町４丁目３番２―1118号
債務者　柳瀬　雅子（旧姓大滝）
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５５号
長崎県松浦市志佐町高野免60番地１
債務者　倉本　純子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
長崎県松浦市御厨町大崎免136番地１、旧住所長崎県壱岐市石田町池田東触1018番地１
債務者　神前　浩彦
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
長崎県松浦市志佐町浦免48番地、旧住所長崎県松浦市志佐町浦免197番地21
債務者　手島　輝雄
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第９号
北海道帯広市西13条南２丁目１番地58
債務者　杉本　博文
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
静岡県藤枝市高柳１丁目12番20号
債務者　青木　信行
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８号
静岡県藤枝市高柳１丁目12番20号
債務者　青木　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１８６５７号
埼玉県和光市下新倉４―17―86、住民票上の住所埼玉県和光市下新倉３丁目３―54
破産者　上杉　恭子
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７７７号
東京都荒川区南千住６丁目46―２
破産者　矢代　　透
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５１２号
東京都葛飾区柴又４丁目36番４号
破産者　有限会社梅原商事
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８３号
東京都港区芝１丁目14番４号
破産者　マイルストーン株式会社
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９２２号
東京都港区東新橋２丁目10番10号
破産者　株式会社キョウエイ・メリッツ
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部